

新たな歩み

国民生活の安定と社会経済の健全な発展を目指して



**独立行政法人 土木研究所**  
平成13年度業務実績報告書



# 独立行政法人 土木研究所

## 平成13年度業務実績報告書

土木研究所の使命	1
土木研究所のビジョン	2
平成13年度の業務運営方針	3
<b>I. 業務運営評価に関する事項</b>	<b>7</b>
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7
(1) 組織運営における機動性の向上	7
(2) 研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境の拡充	14
(3) 業務運営全体の効率化	22
(4) 施設、設備の効率的利用	30
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	34
(1) 研究開発の基本的方針	34
(2) 他の研究機関等との連携等	43
(3) 技術の指導及び研究成果の普及	52
3. その他業務運営に関する重要事項	75
(1) 施設及び設備に関する計画	75
(2) 人事に関する事項	79
4. 自主改善努力に関する事項	81
<b>II. 個別業務評価に関する事項</b>	<b>86</b>

# 土木研究所の使命

土木技術の向上を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）ならびに、独立行政法人土木研究所法（平成11年法律第205号）に基づき、独立行政法人土木研究所の使命を次のとおり設定する。

## 土木研究所の使命

土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図る。

もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に寄与し、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する（図-1参照）。

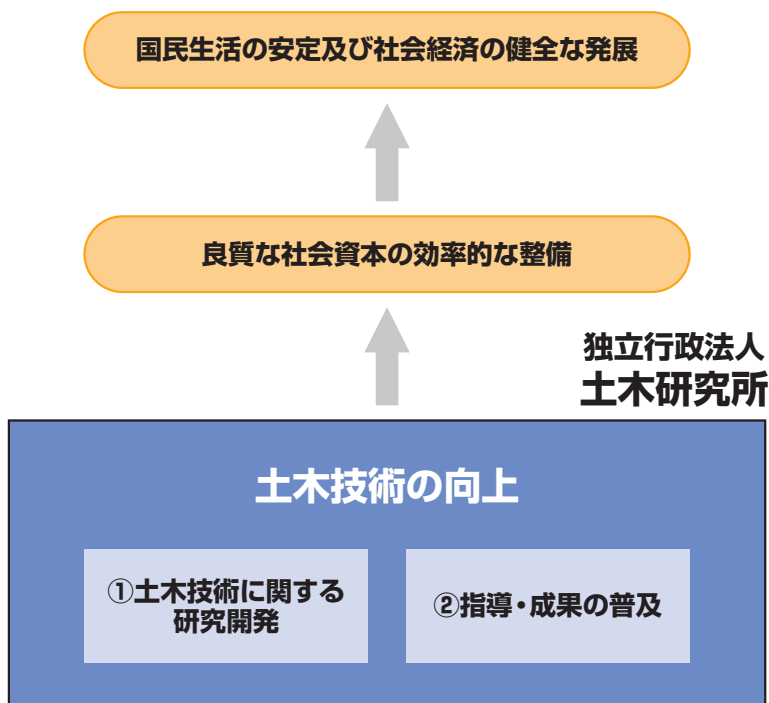


図-1 土木研究所の使命

# 土木研究所のビジョン

**土木技術の中核的な研究開発機関として、自らの研究の質を高め、関係機関と有機的に結合することにより、ニーズに応えた適用性の高い技術を効果的に供給する。**

土木研究所は、大正10年5月に内務省に設置された「道路材料試験所」に緒を發し、以来、国の機関として80年の永きにわたり、土木技術に係る研究開発並びに災害時の対応も含む指導及び成果の普及により、良質な社会資本の整備に無くてはならない役割を果たしてきた。

平成13年4月1日の独立行政法人移行後もこのポテンシャルを引継ぎ、社会資本整備に関する多様な研究開発ニーズの基、土木研究所ならではの研究施設、現地データ等研究環境を最大限活用し、自らの研究の質を一層高める。さらに、土木技術の中核的な研究開発機関として、社会資本の整備主体である国や自治体、土木技術に関連する大学・学会、民間及び海外におけるそれぞれの技術特性を有機的に結合させて新たな価値を産み出し、ニーズに応えた適用性の高い技術を効果的に供給する（図-2参照）。

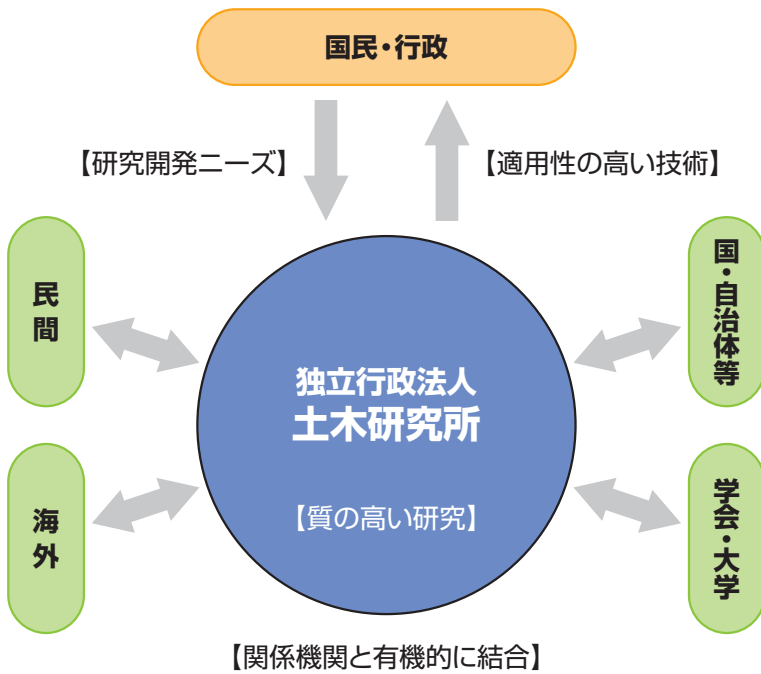


図-2 土木研究所のビジョン

# 平成13年度の業務運営方針

## 1) 社会資本整備に支障を来さない円滑な移行

国土交通省土木研究所の独立行政法人への移行に際し、同時に国土交通省国土技術政策総合研究所が設立され、旧土木研究所の研究組織、職員が2分される等、土木研究所は大幅に変更された。また、国土交通省の工事事務所や地方自治体、財団法人、民間企業等の土木部門の関係者においては、独立行政法人という新しい制度についての十分な理解がなされておらず、独立行政法人化以後の業務の実施に際し、様々な支障が生じることが想定された。とくに、土木研究所においては災害時の技術指導等を業務の中に明確に位置づけており、その業務の停滞等を生じた場合、国民生活の安定・社会経済の発展に著しい支障を来すことになる。

このため、独立行政法人への移行初年度となる平成13年度においては、旧土木研究所が実施していた業務を停滞させることなく円滑に推進することを業務運営の基本方針とし、緊急性の高いものについては国に準じて各種制度を定めることとした。その後、関係機関の意見も伺いながら、徐々に独立行政法人としての特色を発揮させていく。

また、社会資本整備の実施主体である国土交通省の工事事務所等に対して、土木研究所の独立行政法人化の概要や、災害時も含めた技術指導や相談、技術的課題解決のための研究委託等について、説明用のパンフレットを作成し、国土交通省の工事事務所長会議や技術担当者会議等、各種会議の場をとらえて説明を行っていく。

## 2) 土木研究所の業務運営方針の明確化と共有化

土木研究所の使命を果たすため、あるいはビジョンの実現に向け、従来にも増して研究グループ等が目的意識を持ち、自主性、自律性を発揮し、効率的な研究開発を行い、その質を向上させる一方、その成果の普及や災害対応を含めた技術指導を積極的に実施していく必要がある。このため、独立行政法人制度に対する理解を深めるとともに、各研究グループ等が自らにおいて果たすべき役割や業務運営方針を検討し、理事長との懇談会、グループ長懇談会や上席研究員等会議における議論を重ねた。その結果、土木研究所の業務運営方針「土木技術における中核的な役割を担うための求心力の強化に向けて」を策定し共有化した。

## 土木研究所の業務運営方針

# 土木技術における中核的な役割を担うための 求心力の強化に向けて

### ① 研究開発ニーズの把握

国等社会資本整備実施主体に対する技術的な支援や、研究における連携、技術指導あるいは技術検討委員会への参画を通じて、社会資本整備における研究開発ニ-



ズを積極的に発掘する。これと並行して、土木研究所研究発表会における来場者へのアンケート調査の実施や、研究所のインターネットホームページにおいて研究開発に関するニーズあるいは要望を常時受け付ける等により、幅広い層からの研究開発ニーズの把握に努める。今後は、社会資本整備に係わる民間機関、NPOやNGO等に対してもアンケート調査を実施し、意見あるいはニーズを直接聞くことも視野に入れる。

## ②質の高い研究開発の実施

我が国の土木技術の着実な高度化等のために必要な研究および、社会資本の整備・管理に係る社会的要請の高い課題に早急に対応するための重点プロジェクト研究を進めるために、研究実施計画書を策定し、計画的に実施する。ここで、研究実施計画書については、研究の必要性、研究の範囲、達成目標等がより明確に記述されるように改良する。さらに、研究評価内部委員会、外部委員会等の研究評価体制を構築・運用することにより、従来の研究分野を単純に継続することなく、研究開発ニーズおよび、土木研究所の使命に応えうる効果的な研究開発課題を自由に提案・評価する等、研究所内における競争的環境を整備し、質の高い研究開発を実施する。

なお、質の高い研究開発を実施するためには研究者の質の向上が不可欠であり、職員の水学位取得等を促す他、任期付き研究員や各種の制度による研究員の採用を行う。

## ③国等社会資本整備実施主体との連携

国等社会資本の整備主体は、技術開発計画の策定や研究開発の実施をはじめ、社会資本整備の具体の事業実施段階に至るまで様々な技術的な課題を有している。土木研究所は技術開発計画の策定を支援するとともに、現地試験、現地調査あるいは現地データの提供を受ける等地方整備局と一体となり、研究開発の一翼を担う。なお、国土交通省の研究機関である「国土技術政策総合研究所」とは、施設の一部を共同利用し日常的に研究員が接しているという利点を活用し、「技術開発研究」と「技術政策研究」という土木技術の両翼を担う研究機関として、有機的に連携し、研究開発を行う。

土木研究所の研究成果は、論文等として発表するだけでなく、具体的に事業が抱える技術的課題に対して、受託研究や技術指導、技術検討委員会等への参加により支援していく。また、災害発生時には、要請に応じ、被災状況の調査、復旧の指導等を迅速に実施していく。なお、国等との連携強化のため、各種機会を捉えて積極的な意見交換を行っていく。

## ④民間との連携

土木研究所は、現象やメカニズムの解明等の基礎研究は当然のこと、実際の社会資本整備に直ちに適用可能な技術開発を行うという応用研究についても実施していくことが望まれている。このためには、直接社会資本整備事業に係わっているゼネコン、建設



コンサルタントのみならず、化学や生物等の異分野も含めた広範な民間機関との連携強化が重要であり、独立行政法人という制度の特色を活用して、民間との連携をより強化していく。

土木研究所では、従来から共同研究や交流研究員制度等により民間機関と連携してきたが、独立行政法人となり、より緊密な連携を図ることとする。共同研究においては、土木研究所が把握している社会資本整備におけるニーズや必要とされる技術開発について民間の技術者と積極的に議論を行い、適切な開発課題を設定する。また、従来からの共同研究に加え民提案型共同研究を設ける等、民間の技術力をより一層引き出す新しい共同研究制度に改良する。交流研究員制度についても、従来の民間への技術指導を目的としたものだけでなく、対等な立場で双方の質の向上を目指した制度を創設する。

#### ⑤大学・学会との連携

大学との人事交流をはかり研究の活性化を図る。土木研究所が有していない分野での基礎研究能力の活用を図るため、委託研究を実施し効率的な研究開発を行い、質の高い成果を目指す。また、競争的な研究資金の獲得に当たって、それぞれの特性を活かした研究課題を積極的に立ち上げる。

関連学会において研究成果を積極的に発表するとともに、社会資本整備におけるニーズや必要とされる技術開発に関する議論を行う等、関連する分野の研究者との交流を図る。また、関連学会での技術委員会にも参画し、土木研究所が有する成果の普及により貢献を図る。

#### ⑥海外との連携

土木研究所の研究成果を積極的に発信するとともに、最新の技術情報を把握しておくため、海外の研究機関との共同研究や研究協力を積極的に推進していく。また、独立行政法人制度の特徴である予算執行の弾力性を活かし、若手研究者を中心に積極的に国際会議で発表させ、海外の研究者との交流の機会を増やしていく。

#### ⑦成果の積極的な普及

国際会議や関連学会において、従来にも増して質の高い研究成果を発表するとともに、成果に基づく特許の取得を行う。土木研究所が所有している新技術に関する情報をインターネットで公表し、その活用を図る。また、研究開発成果は、国や地方公共団体等が行う社会資本整備事業で活用されるように、技術基準やマニュアル等に積極的に反映させる。さらに、国等社会資本整備主体からの技術相談はもちろんのこと、民間からの技術開発に係わる相談も積極的に対応する。これらの窓口として技術推進本部を設置し、その機動的な運営を図る。